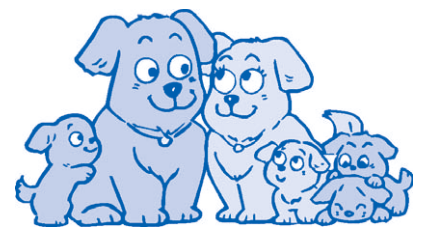


# 狂犬病予防注射と飼い犬の登録について



- 犬の飼い主は、狂犬病予防法により年1回注射を受けさせる義務があります。下表のとおり集合注射を実施しますので、最寄りの会場で注射を受けさせていただきます。
- ※雨天の場合は中止することがあります。
- ※環境衛生課より送付した封筒内の書類は切り離さずに持参してください。
- ※普段おとなしい犬でも注射時には興奮しますので、必ず首輪や口輪などを付けてください。
- ※妊娠、下痢、食欲不振など、飼い犬に異常を感じる時は、注射をする前に必ず獣医師に申し出てください。(健康な犬でも数万頭に一頭の割合でショックにより死亡するケースがあります。市は一切責任を負えません)
- ※健康状態や制御できないなどにより、獣医師が接種不可能と判断した場合は、後日かかりつけの動物病院で接種してください。

こかわ動物病院	南恵我之荘 2-9-3	☎ 938-8877
畠山獣医科診療所	古市 6-18-4	☎ 956-9211
福田獣医科クリニック	誉田 3-13-3	☎ 958-8181
山村獣医科医院	軽里 3-3-4	☎ 958-3194
グランママ動物病院	野々上 2-24-4	☎ 952-3033
トム・ソーヤー動物病院	羽曳が丘 3-2-1	☎ 956-5880
羽曳野動物病院	島泉 9-21-3	☎ 955-9377
古市動物病院	軽里 3-3-25	☎ 958-1263

## 平成 27 年度 狂犬病予防注射および飼い犬登録実施日程表

### 飼い犬登録事務委託獣医院

実施日	時間	会場	時間	会場
4月7日 (火)	9:30 ~ 10:00	碓井4丁目公園 (西名阪高架下) 王水町会館前	13:30 ~ 14:00	西浦1丁目公園 (ローレルコート横)
	10:20 ~ 10:50		14:20 ~ 14:50	臥龍橋西詰河川敷 (スポーツ公園横)
			15:10 ~ 15:40	白鳥神社東側
4月8日 (水)	9:30 ~ 10:00	陵南の森公民館 島泉集会所前	13:30 ~ 14:00	西川公園
	10:20 ~ 11:20		14:20 ~ 15:20	羽曳野市支所裏
4月9日 (木)	9:30 ~ 10:00	飛鳥出荷場 杜本神社南側	13:30 ~ 14:00	石川右岸河川敷 (新大黒橋北)
	10:20 ~ 11:10		14:20 ~ 15:10	石川プラザ第2駐車場
4月10日 (金)	9:30 ~ 10:20	ベビーハウス社協 (駐車場) 高之羽公園 (高鷲3丁目)	13:30 ~ 14:10	むつみの集会所公園
	10:40 ~ 11:10		14:30 ~ 15:00	東除公園
			15:20 ~ 15:50	めぐみ公園 (しなづせせらぎの道)
4月13日 (月)	9:30 ~ 10:20	広瀬神社 東阪田公園	13:30 ~ 13:50	尺度公民館前
	10:40 ~ 11:10		14:10 ~ 14:40	羽曳が丘 10 丁目公園
			15:00 ~ 15:30	河原城会館前
4月14日 (火)	9:30 ~ 10:00 10:20 ~ 10:50	野々上府営住宅集会所東側公園 エコプラザはにふ	13:30 ~ 14:20 14:40 ~ 15:30	丹治はやプラザ 郡戸共栄公園
4月15日 (水)	9:30 ~ 10:00	城山会館前 西浦公民館前	13:30 ~ 14:00	市民体育館前
	10:20 ~ 11:10		14:20 ~ 15:20	羽曳が丘南公園 (7 丁目)
4月16日 (木)	9:30 ~ 10:00	野々上公民館前 伊賀田鶴団地集会所前	13:30 ~ 14:20	羽曳山上印公園
	10:20 ~ 10:50		14:40 ~ 15:30	桃山台 1 号公園
4月17日 (金)	9:30 ~ 10:00	白鳥児童館運動広場 羽曳が丘ネオポリス公園	13:30 ~ 14:30	羽曳が丘中公園 (3 丁目)
	10:20 ~ 10:50		14:50 ~ 15:50	羽曳が丘西中公園 (西 3 丁目)
4月18日 (土)			14:00 ~ 15:00	市役所本庁 (議会議棟駐車場)

- ※市ウェブサイトでは、各会場周辺の地図が確認出来ます。
- ◎料金は 3,250 円です。(内訳: 注射費用 2,700 円、注射済票交付手数料 550 円)
- ◎つり銭がいらないように料金の準備をお願いします。
- ◎新しく犬を飼い始めた場合は、別途登録 (登録料 3,000 円) が必要となります。
- ◎飼い犬が死亡したり、転居するなど、登録事項に変更があった場合は、注射会場または環境衛生課に届け出てください。

問合せ：環境衛生課  
☎ 958-1111 内線 2841

## 平成 27 年度「下水道事業受益者負担金賦課対象区域のお知らせ」

羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、平成 27 年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定しました。

げすいどう みずのみらいを まもるみち

羽曳野市では市民の皆様へ衛生的で快適な生活および河川環境の水質改善を図るため、公共下水道整備を促進し、現在約 942 ha の供用開始を行っています。

平成 27 年度は、新たに約 6.6 ha の下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定し、供用開始を行います。

つきましては、平成 27 年度賦課対象区域の土地所有者の方には受益者申告書 (賦課対象区域図添付) を 4 月中旬に送付しますので、ご記入の上、返送をお願いします。

### 「受益者負担金とは・・・」

公共下水道の利益を受ける方に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、一日も早く計画的に公共下水道整備を進めるためのもので、敷地面積 1 m<sup>2</sup>当たり 450 円を乗じた額をご負担していただきます。納付方法は一括納付と分割納付があり、一括納付の場合は報奨金を差し引いた額を納付していただきます。

### 今回賦課対象になる区域は

- 高鷲 4・8・10 丁目の一部
- 島泉 7 丁目の一部
- 誉田 3 丁目の一部
- 伊賀の一部
- はびきの 2・4 丁目の一部
- 桃山台 4 丁目の一部
- 檜山の一部
- 郡戸の一部
- 河原城の一部
- 西浦の一部
- 向野の一部
- 野の一部
- 野々上の 3・4 丁目の一部

※賦課対象区域図は下水道総務課 (市役所別館 4 階) で閲覧いただけます。

問合せ 下水道総務課 ☎ 958-1111 内線 2360